

大和市公告第27号

神奈川県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書を本市街づくり計画部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月20日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業3・3・2号丸子中山茅ヶ崎線

大和都市計画道路事業3・4・1号藤沢町田線（関連外郭部）

2 縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課